



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則	（林 業 課）	2
島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

資金の種類から、素材生産合理化資金、製品流通合理化資金及び経営高度化促進資金を削除することとした。（第2条・第3条・別表関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

(1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

区 分	償還期間	据置期間
認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するのに必要な資金	12年以内	3年以内

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を平成30年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）

(3) (1)の資金を借り入れる場合について、東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。（第6条の2関係）

(4) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に事業計画の認定書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

(5) その他規定の整理

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、素材生産合理化資金、製品流通合理化資金」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条第1項第1号中「、素材生産合理化資金及び製品流通合理化資金」を削り、同項第2号中「及び経営高度化促進資金」を削る。

別表第1号中「（以下「2倍協調資金」という。）」を削り、同表中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、備考を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第4項の認定を受けた者が、当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

第6条の2中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「及び第8号」を「から第9号まで」に、「同号」を「同項第7号及び第8号」に改める。

「4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

様式第1号中

7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。

8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。

9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。

10 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

11 注4から注10までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」

「4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

5 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。

6 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを

添付すること。

7 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

を 8 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合に改める。
場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。

9 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。

10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。

11 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する「産業振興施策促進事項」及び「森林資源活用型地域活性化事業について」並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

12 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。

13 注4から注12までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。 」

様式第5号の表面中「借用し、金員を受領いたしました」を「借用いたします」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。